

都市計画変更（原案）に関する 説明会開催のご案内



日頃より、川口市のまちづくりへのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
川口市では、令和6年5月に「桜町3・4丁目及び周辺地区まちづくり協議会」から提出された「地区計画の提案書」を受け、「桜町3・4丁目及び周辺地区 都市計画変更（原案）」を作成しました。

つきましては、地区の皆さまを対象に、土地や建物についての説明会を開催いたします。

開催概要

【日時】

- | | | |
|------|--------------|--------|
| 第1回目 | 令和7年3月9日（日） | 10:00～ |
| 第2回目 | 令和7年3月9日（日） | 13:30～ |
| 第3回目 | 令和7年3月10日（月） | 19:00～ |

各回とも同じ内容になりますので、いずれかご都合の良い日時にご参加ください
30分前から受付を開始し、1時間程度の説明を予定しています。

【会場】

ふれあいプラザさくら 2階 多目的室

（住所：埼玉県川口市桜町2丁目4番24号）

※会場へのアクセス

- ◎ 埼玉高速鉄道線 新井宿駅から 徒歩7分
- ◎ 国際興業バス 桜町2丁目バス停から 徒歩2分

【おもな内容（予定）】

- ・ 都市計画変更（原案）について
- ・ 今後の予定

▼会場案内図

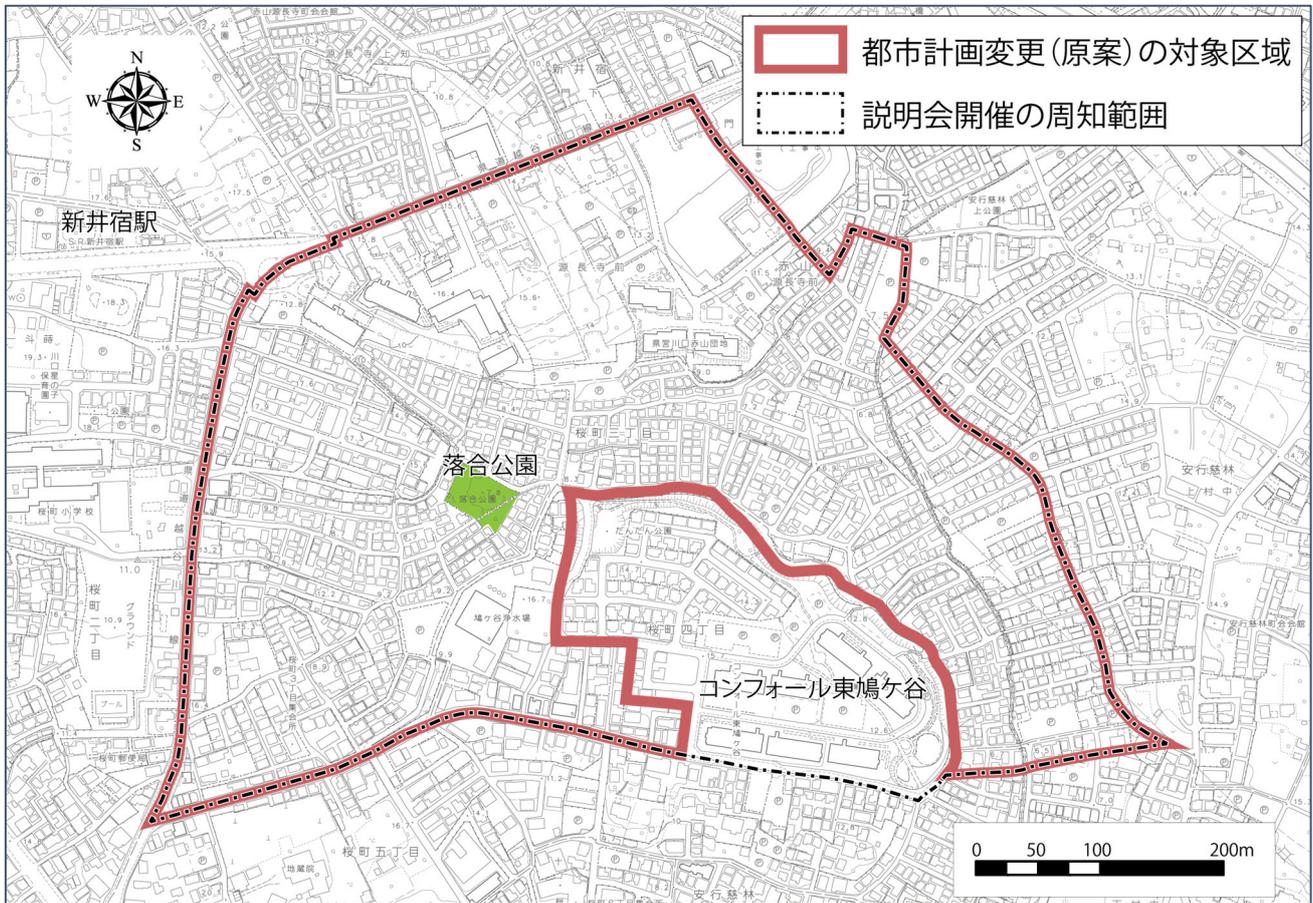


■来場にあたってのお願い■

- ・ 体調の優れない方は、ご来場をお控えいただきますようお願いいたします。
- ・ 駐車台数に限りがありますので、お近くの方は、できるだけ自転車または徒歩でお越し下さい。
ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

桜町3・4丁目及び周辺地区 都市計画変更（原案）の対象区域

下図に示す範囲  が、都市計画変更（原案）の対象区域です。なお、説明会開催のご案内については、桜町4丁目全域を含む対象区域周辺にお住まいの皆さま、土地建物の権利をお持ちの皆さまにお配りしています。



地区計画（原案）の縦覧について

都市計画法に基づき、地区計画（原案）の縦覧を下記のとおり行います。併せて、市ホームページにも掲載いたします。地区計画（原案）に対してご意見等のある方は、下記の意見書提出期間に市長宛てに意見書を提出することができます。

縦覧日時 令和7年4月3日（木）～4月17日（木）

意見書提出期間 令和7年4月3日（木）～4月24日（木）

時間 8：30～17：15（窓口は土日を除く）

縦覧場所及び意見書の提出先 川口市 都市整備部 再開発課

【お問い合わせ先】

川口市 都市整備部 再開発課 再開発第1係

住所：川口市三ツ和 1-14-3 鳩ヶ谷庁舎 2階

郵送先：〒332-8601 川口市青木 2-1-1 川口市役所 再開発課

TEL：048-280-1220（直通） / FAX：048-285-2002

メールアドレス：130.01010@city.kawaguchi.saitama.jp

※電話は平日の8:30～17:15まで、FAX・メールは土日祝24時間受信可能です